

感染症罹患時の提出書類について

平素は本校の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、感染症に罹患した児童生徒等が診察を受けた際、統一した登校（園）許可書を使用することで、原則文書料が無料となっていることはご承知の通りです。

今回、神戸市医師会と協議の上、インフルエンザについては他の感染症と区別し、「インフルエンザによる欠席期間の報告書」を使用するようとの通知が神戸市教育委員会よりありました。なお、インフルエンザ以外の感染症については、今まで通り「登校（園）許可書」を使用してください。

下記の説明をお読みいただき、ご対応いただくようお願いします。

ご質問などあれば、学校までお問い合わせください。

記

1. 「インフルエンザによる欠席期間の報告書」（裏面）について

- ・保護者が記入して、学校に提出するものです。（報告書記入のための再診は必要ありません。）
- ・報告書は、本校からお渡しすることも可能ですし、本校のホームページから印刷することもできます。

※ただし、欠席期間が発症した翌日より4日以内及び8日以上の場合は、学校からお渡しする「インフルエンザ用の登校（園）許可書」を医療機関に持参し、作成してもらってください。

登校（園） 基準	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする（幼児にあつては、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで）。抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止である。
-------------	--

学校において予防すべき感染症の解説より<平成30年3月改訂>抜粋

※発症日・熱が下がった日・受診した医療機関・受診日
を必ずご記入いただき、再登校の際に提出してください

2. 百日咳・麻しん（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風しん・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜炎（プール熱）罹患時に使用する「登校（園）許可書」について

- ・保護者が医療機関に登校（園）許可書を持参し、記入してもらってください。
- ・神戸市医師会に加盟していない医療機関では、文書を無料で作成いただけないところもあります。その場合は、保護者が医師の指示内容を書面等で学校に報告してください。
- ・許可書は、本校からお渡しすることも可能ですし、本校のホームページから印刷することもできます。

3. 運用開始日について

令和元年10月15日（火）から